

参加希望者 様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 揖斐川・長良川総合管理所外消防設備点検等業務 |
| 2 業 務 場 所 | 三重県桑名市長島町十日外面136
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 外3箇所 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません
機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」及び営業品目「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」の認定を受けていること、かつ、三重県に本店、支店又は営業所が所在すること。 |
| 2 見積参加要件 | |
| 3 見積書等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)見積書提出期限 | 令和8年9月10日 12:00 まで |
| 4)提出先 | 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp |
| 5)質問書提出期限 | 令和8年9月3日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 6)見積回数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年9月11日 12:00 までとします。 |
| 7)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |
| 4)契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。 | |

揖斐川・長良川総合管理所外消防設備点検等業務 仕様書

1. 総 則

本仕様書は、「揖斐川・長良川総合管理所外消防設備点検等業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 概 要

本業務は、消防法第17条の3の3に基づき、2-1業務場所の消防設備等の点検及び修理を行うものである。

2-1 業務場所

- ①三重県桑名市長島町十日外面 136 番地
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所
- ②三重県桑名市長島町十日外面 139 番地
防災資料館（アクアプラザながら）
- ③三重県桑名市東方 1182 番地 7 桑名寮
- ④三重県桑名市長島町西外面 1026 番地
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 長良導水管理所

2-2 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

2-3 履行範囲

本業務は、消防法第17条の3の3に基づき、2-1業務場所の消防設備等の点検及び修理を行うものとする。なお、機器点検は9月、機器・総合点検及び修理は2月までに行い、点検結果の消防署への報告を代行するものとする。

2-4 報告書の作成

受注者は前項の消防署への報告後に次の書類を提出する。なお、消防法に定められた3年に1回の点検結果報告書の所轄消防署への提出については、発注者の名において受注者が代行し、副本を受領の上で、発注者に返納すること。

- ・消防用設備等点検結果報告書 各2部（所轄消防署提出用1部、発注者用1部）
- ・履行報告書 1部（点検・修理等を実施した設備名を記入し履行写真と共に担当職員に提出）
- ・業務完了届 1部

2-5 対象設備

対象設備の仕様は、別紙「消防設備一覧表」及び「消防設備修理箇所一覧表」に示すとおりである。

2-6 契約変更

点検の結果、故障もしくは早期に交換が望ましい機器（以下「故障等」という。）を発見した場合には、その都度故障等の機能回復に要する費用について、概算額の見

積りを行い担当職員に報告する。

軽微な修繕については本業務に含むものとし、故障等への対応は変更契約の対象とする。

2－7 実施条件

- (1) 本業務の実施に必要な機器等は、受注者において準備するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたって、既設設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。万一損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに、受注者の負担において原状回復を行うものとする。
- (3) 本業務の実施時間については、事前に担当職員と打合せを行い、開始日時を確認した上で実施するものとする。

3. 疑義等

仕様書等に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

－以上－

「消防設備一覧表」

設置場所	点検設備名	規格等	単位	数量
揖斐川・長良川総合管理所 3階建て (ゲート巻き上げ機室14門含む)	消火器			
	消火器	粉末10型(蓄圧式)	本	74
	消火器	CO2 7A型	本	15
	自動火災報知設備			
	予備電源装置		式	1
	受信機	P型1級15回線	台	1
	表示機	15回線	台	1
	熱感知器	差動式スポット型	個	51
	熱感知器	定温式スポット型	個	24
	煙感知器	光電式スポット型	個	29
	電鈴(地区音響装置)		個	11
	発信機	P型1級	個	8
	表示灯		個	8
	誘導灯			
	誘導灯		個	21
	防火扉			
	防災扉用レリーズ		個	6
	煙感知器	光電式	個	6
防災資料館 4階建て (アクアプラザながら)	消火器			
	消火器	粉末10型(蓄圧式)	本	11
	自動火災報知設備			
	予備電源装置		式	1
	受信機	P型1級10回線	台	1
	表示機	10回線	台	1
	熱感知器	差動式スポット型	個	53
	熱感知器	定温式スポット型	個	3
	熱感知器	差動式分布型	個	1
	煙感知器	光電式スポット型	個	7
	電鈴(地区音響装置)		個	6
	発信機	P型1級	個	4
	表示灯		個	4
	電鈴	防火扉・シャッター排煙用	個	3
	非常警報用器具			
	非常警報用制御盤	10回線	台	1
	同上予備電源装置		式	1
	スピーカー		個	27
	避難器具			
	避難用昇降機		台	2
	誘導灯			
	誘導灯		個	20
	防火扉		個	5
	防火扉用レリーズ		枚	2
	煙感知器	光電式	個	5
	防火シャッター		枚	3
	防火ダンパー		枚	6
桑名寮 2階建て	消火器具			
	消火器	粉末10型(蓄圧式)	本	5
	自動火災報知設備			
	予備電源装置		式	1
	受信機	P型2級5回線	台	1
	熱感知器	差動式スポット型	個	41
	熱感知器	定温式スポット型	個	37
	煙感知器	光電式スポット型	個	7
	電鈴(地区音響装置)		個	3
	発信機		台	3
	表示灯		個	3
	非常警報用器具			
	非常警報用制御盤		式	1
	同上予備電源装置		式	1
	スピーカー、ベル		台	9
	誘導灯			
	誘導灯		台	6

設置場所	点検設備名	規格等	単位	数量
長良導水管理所 3階建て	消火器			
	消火器	粉末10型(蓄圧式)	本	12
	避難器具			
	はしご	金属	組	2
	排煙設備			
	防火戸	ドア式S型	枚	2

「消防設備修理箇所一覧表」

設置場所	点検設備名等	規格等	単位	数量
揖斐川・長良川総合管理所	消火器更新	粉末10型(蓄圧式)	本	60
	消火器処分	粉末10型(蓄圧式)(2016年製)	本	54
	消火器処分	強化液型(2016年製)	本	6
	バッテリー交換	受信機(自動火災報知、防火扉設備)	個	1
	バッテリー交換	誘導灯(通用口)	個	1
	バッテリー交換	誘導灯(正面玄関南)	個	1
	バッテリー交換	誘導灯(発電機室)	個	1
防災資料館	消火器更新	粉末10型(蓄圧式)	本	7
	消火器処分	粉末10型(蓄圧式)(2016年製)	本	7
桑名寮	消火器更新	粉末10型(蓄圧式)	本	2
	消火器処分	粉末10型(蓄圧式)(2016年製)	本	2

令和8年8月31日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務 見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っております。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	揖斐川・長良川総合管理所外消防設備点検等業務		
業務場所	三重県桑名市長島町十日外面136 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 外3箇所		
履行期間	契約締結の翌日から令和9年3月31日まで		
見積参加要件	機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」及び営業品目「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」の認定を受けていること、かつ、三重県に本店、支店又は営業所が所在すること。		
主な発注内容	本業務は、消防法第17条の3の3に基づき、揖斐川・長良川総合管理所外3箇所の消防設備等の点検及び修理を行うものである。		
見積書提出期限	令和8年9月10日	12:00	
質問書提出期限	令和8年9月3日	12:00	
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。		
担当部署連絡先	電 話 番 号	0594-42-5012	
	F A X 番 号	0594-42-5020	
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp	
担当職員	経理課 荒木 悠太		

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>
より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課 荒木 悠太			
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

揖斐川・長良川総合管理所外消防設備点検等業務

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐	「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する
--------------------------	--

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例) くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1